

トラックを利用される

荷主の皆さんへ!!

トラック運送事業者が法令を遵守するためには、荷主のみなさんのご理解とご協力が不可欠です。

過積載を
させた場合



荷主の責任も
追及されます

》 過積載車両の運転の要求等の禁止

- 過積載運転要求行為、過積載積載物の売り渡し、引き渡し行為等の禁止
- 警察署長の再発防止命令 (6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)
- 国土交通大臣による荷主に対する勧告

》 荷主勧告の積極的な発動!

- 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、
- どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
 - 過積載となることがわかっていながら、過積載運行を要求した場合。

荷主に対して
再発防止の措置を執るよう
勧告します



過積載運行は大きな社会問題です!

和歌山県過積載防止対策連絡会議

和歌山県・和歌山県警察・近畿運輸局和歌山運輸支局

近畿地方整備局(和歌山河川国道事務所・紀南河川国道事務所)・(公社)和歌山県トラック協会

環境にやさしい 定量積載運行

過積載運行は、
地球環境問題や
重大事故等を招く
原因にもなります。



❖道路周辺の環境が悪化!

車に負担をかけ、騒音や振動、排ガスなどが増大し環境へ悪影響を及ぼします。

❖交通事故・渋滞の誘因に!

制動距離が長くなるほか、ハンドル操作等にも影響を与え交通事故・渋滞の誘因になります。

❖道路の破損が加速化!

路面に過大な加重をかけ道路の破損が加速します。

❖雇用者にも刑事・民事責任が!

死傷者を伴う重大事故を起こした場合、雇用者にも刑事責任や治療費等多額の民事賠償責任を負うことになります。

事業者・運行管理者・運転者の方々へ!

●「道路交通法に基づく過積載に対する処分」

- *過積載を下命・容認すると6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金。
- *公安委員会から「過積載防止措置の指示」を受けた後、1年以内に過積載を行うと、最高3ヵ月間、車両の「使用制限命令」。
- *「使用制限命令」にそむくと、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金(法人等両罰)。
- *違反点数が加点され、罰則・罰金は6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金となります。

●「貨物自動車運送事業法に基づく過積載に対する処分」

事業者ぐるみで過積載を下命・容認した場合⇒当該営業所を7日間営業所停止処分

基準 (点数)	内 容
累積点数51点以上等	事業の全部・一部停止処分
累積点数81点以上等	事業の許可の取消し処分

※道路交通法による点数制度とは別の点数制度です。
 ※自動車の使用停止日数10日車につき1点。
 ※累積違反点数期間は3年間です。
 ※過積載違反を含み、行政処分を行った事業者に対して公表を行っています。

行政処分等の基準	違反行為		処分等の基準		
	適用条項	運用事項	初 回	2回目	3回目
第17条第2項 貨物自動車運送事業法	過積載による運送の引受け		初 回	2回目	3回目
	過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車両数	20日×違反車両数	40日×違反車両数	
	過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車両数	40日×違反車両数	80日×違反車両数	
	過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車両数	60日×違反車両数	120日×違反車両数	

『夕暮れ時における早めのヘッドライト点灯運動』実施中!